

**鳥取市立地区公民館**  
**新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン**

令和2年9月16日改訂版

鳥取市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

鳥取市市民生活部 協働推進課

**目次**

1	はじめに	・・・P.1
2	感染防止のための基本的な考え方	・・・P.1
3	利用者がとるべき具体的な対策	・・・P.1
4	特に集団感染防止に注意が必要な活動について	・・・P.3
5	利用代表者へのお願い事項	・・・P.4
6	利用者へのお願い事項	・・・P.4
7	感染者が発生した場合の対応について	・・・P.5
	【資料】鳥取市コロナシグナル	
8	東部地区発熱・帰国者・接触者相談センターへのご相談について	・・・P.6
9	新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくそう	・・・P.7
	地区公民館を利用するためのチェックリスト	・・・P.8

## 1 はじめに

これは、本市の地区公民館から患者クラスター（集団）を発生させないという決意のもと、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月25日付 公益社団法人全国公民館連合会）に基づき、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

地区公民館を利用する全ての登録グループ・貸館利用グループの活動に際しては、本ガイドラインに基づく対応をお願いします。

## 2 感染防止のための基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、下記の「三つの密」が重ならないような対策を行い、自己への感染を回避することはもとより、他人に感染させないようにガイドラインの対策を徹底してください。

- (1) 密閉空間（換気の悪い密閉空間）
- (2) 密集場所（多くの人が密集している）
- (3) 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

## 3 利用者がとるべき具体的な対策

### (1) 体調の確認

- ・公民館に来られる前に、体温測定し体調を確認してください。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる方、体調がすぐれない方は来館をご遠慮ください。

### (2) マスク等の着用

- ・マスク（適宜「飛沫防止ガード（フェイスシールド等）」の使用）（以下、「マスク等」という。）の着用や咳エチケットを徹底してください。

### (3) 手洗い・手指の消毒の徹底

- ・手指等の消毒液等は各自でも持参し、こまめな衛生管理をお願いします。

### (4) 換気の徹底（密閉しない）

- ・30分に1回、数分程度（5分程度）のこまめな換気を行ってください。
- ・換気は、可能であれば、2方向の窓（5～10 cm程度）を同時に開ける。窓が1つの場合は入口ドアを開ける。または、換気扇を回すなどの換気を行ってください。
- ・エアコン等空調はつけたままで換気を行ってください。（消したり、つけたりすることで逆に電力を消費するため）

**(5) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）**

- ・ 部屋の使用にあたっては、収容定員の50%以下で利用してください。
- ・ 人との距離は最低1m（できるだけ2mを目安に）確保してください。

**(6) 近距離での会話や身体的接触を避ける（密接しない）**

- ・ 会話や発声等が必要な場面でも飛沫予防のため、マスク等を着用してください。
- ・ 直接手と手の接触を伴うことや身体的接触のある活動は行わないでください。

**(7) 密閉した空間で、近距離での会話、大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行う活動は行わないでください。**

**(8) 利用後の換気の徹底**

- ・ 利用後も、部屋の整理・整頓とともに換気を行ってください。
- ・ 備品を使用したときは、公民館や主催者の指示に従い、使用者が消毒を行ってください。

**(9) 上記以外の感染防止対策や衛生管理を徹底していても感染のリスクがあることをご理解のうえ、各自で充分留意してください**

**(10) 上記のほか、各地区公民館が感染予防のために独自に定めるルールに従ってください。**

**(11) イベント・会議等の開催に関する基本的考え方（令和2年9月16日修正分の抜粋）**

イベント・会議等（以下「イベント等」）については、下記の開催の検討項目及びイベント開催要件及び感染状況等を踏まえたうえで開催を検討する。

ただし、鳥取市コロナシグナル（以下「シグナル」）がオン（ON）の間中はシグナルの活動制限の考え方に基づいた対応を行うものとする。

**①開催の検討項目**

国・県からの通知や「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に感染防止などの実施を行うこと。

**②イベント開催要件（対象期間：9月19日～当面11月末）**

区分	収容率等		人数上限
	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	
席がある場合	収容率100%以内	収容率50%以内	①収容人数1万人超 ⇒ 収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒ 5000人
席がない場合	人と人が接触しない程度の間隔	十分な人と人との間隔 (1m)	(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要有）

\*市以外の開催団体におかれても、開催の検討項目を参考にさせていただきよう要請を行う。

## 4 特に集団感染防止に注意が必要な活動について

下記の活動については、飛沫感染や接触感染に対する危険が大きいため、実施の判断を慎重に行うとともに、実施する場合は感染防止対策を特に厳守してください。

また、各活動の全国協会などのガイドラインを参考にしてください。

### 特に集団感染防止に注意が必要な活動

(1) 室内で大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動や行為

例・管楽器、オカリナ、尺八など強く息を吹く楽器を使用する活動

- ・合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲
- ・踊り、ダンス
- ・体操、運動（健康づくりでの軽い運動を除く。）
- ・他大きな声や呼気が激しくなる室内運動や行為

(2) 調理、会食を伴う行為

(3) 特に活動上、密接が想定される活動

例・囲碁、将棋、麻雀など

具体的な対策に加え、以下の配慮も行ってください。

### (1) 大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動への配慮

- ・人と人の距離をできるだけ2m以上とり、対面の活動とならないよう配慮してください。
- ・感染防止のための基本的な考え方「密閉」「密集」「密接」を全て回避してください。
- ・芸術、スポーツについては、文化庁やスポーツ庁の指針などを参考に感染予防策を講じてください。

### (2) 調理、会食への配慮

- ・混雑しないよう人数制限を行ってください。（ロビー、更衣する場合も含む）
- ・体調管理、手指消毒を徹底してください。
- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。
- ・館内では、対面着席や、会話をしながらの飲食は避けてください。

## 5 利用代表者へのお願い事項

(1) グループ、団体の代表者は、以下の事項のとりまとめをお願いします。

① 参加者全員の氏名、連絡先を把握してください。(参加者名簿等は2週間保管)

地区公民館職員や利用者が感染した場合や施設が感染経路となった場合など、お問い合わせをする場合がありますのでご協力ください。

② 参加者の利用当日の体調を確認してください。

発熱、風邪の症状はないか(咳、のどの痛み)、倦怠感はないか、臭覚・味覚の異常はないかなど。

(2) 収容定員の50%以下の人数となるよう、参加人数を分けたり減らしたりするなど、分散に努めてください。

(3) 団体、グループ内において、このガイドラインの周知および徹底をお願いします。

(4) 利用にあたっては、チェックリスト(P.8)を活用して確認してください。

## 6 利用者へのお願い事項

(1) 体調の確認

① 来館前に検温を行い、37.5度以上または、平熱比1度以上の発熱があった場合、風邪症状(咳・のどの痛み)・倦怠感(だるさ)・息苦しきの症状がある場合は、活動への参加はご遠慮ください。

② 家族など同居される方に新型コロナウイルス感染症の感染の可能性がある場合には、活動への参加はご遠慮ください。

(2) マスク等の準備

必ずマスク(適宜「飛沫防止ガード(フェイスシールド等)」の使用)を着用して来館してください。

\*運動などの活動中においては、息苦しきや熱中症防止の観点を踏まえ、利用者団体、グループの判断によるものとします。

## 7 感染者が発生した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症のため、市民（鳥取県東部地域の住民を含む）に感染が確認された場合は以下のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【資料】鳥取市コロナシグナル（9月14日改正）

★新規陽性患者の発生に合わせた市の対応を共有し、新型コロナウイルス感染症の効果的な感染防止、感染拡大防止対策に努める。

シグナル		オフ (OFF)	オン (ON)
東部で新規陽性患者		なし	あり
鳥取県版コロナ警報		<b>注意報（東部を含まない場合） 警報（重点地域に東部を含まない場合）</b>	<b>注意報（東部を含む場合） 警報（重点地域に東部を含む場合）</b>
活動制限	イベント・会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく基本的な感染防止策を徹底すること。</li> <li>イベント等の主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント・会議等前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけを行うこと。</li> <li>イベント等の主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意を払うこと。</li> <li>イベント等の参加者には、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることを周知すること。</li> </ul> また、発熱等の症状がある者はイベント等に参加しない措置を講じること。	感染が確認された次の日から起算して14日を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。 ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合（全県に鳥取県版コロナ警報の警報以上（重点地域に東部を含む場合）が発令されている期間は感染拡大防止に今まで以上に特別の注意を払うこと）はこの限りではない。
	市有施設	感染発生を予防する <ul style="list-style-type: none"> <li>手洗いの励行、マスクの着用</li> <li>換気の徹底</li> </ul>	感染者が発症2日前以降に使用した施設は施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当たっては接触者（施設職員等）の陰性確認など感染のおそれのない運営環境を要件とする。 その他の施設については、イベント会議等の開催に関する基本的な考え方を踏まえ施設の開館継続・休館の判断を行う。ただし、福祉施設等臨時休業とすることで市民生活に重大な影響をおよぼす施設および屋外スポーツ施設、公園、利用者が地域住民に限られ、かつ利用者が特定される施設はこのかぎりではない。 鳥取県版コロナ警報（重点地域：東部）発令期間中は各施設の判断で休館することを可能とする。

※1 東部で新規陽性患者が確認された次の日から14日間新たに陽性患者が確認されない場合オフ(OFF)にする。ただし、鳥取県版コロナ警報の警報以上（重点地域に東部を含む場合）が発令されている期間はこの限りではない。

※2 シグナルの変更については、陽性患者の確認状況、行動歴などにより対応を変更する場合がある。

## 8 東部地区発熱・帰国者・接触者相談センターへのご相談について

発熱等の風邪症状がみられたときは、出勤や登校を控え、毎日体温測定をして記録していただくようお願いいたします。発熱や咳等の症状があるなど、新型コロナウイルスへの感染が心配な次のような方は、医療機関へ直接行かれることは控え、下記に記載する各地区発熱・帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

(1) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある方

(2) 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある方

(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(3) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く方

(4) 妊婦の方で軽い風邪の症状がある方

(小児については、小児科医による診察が望ましいため、相談センターやかかりつけ小児医療機関にお電話でご相談ください。)

**東部地区発熱・帰国者・接触者相談センター** (鳥取市保健所保健医療課内)

・電 話 : 0857-22-5625 (夜間は 0857-22-8111)

・ファクシミリ : 0857-20-3962

※ファクシミリによる相談は、午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日を除く)でお受けします。

※外国語(中国語、英語、韓国語)による電話相談は、午前9時から午後5時の間、  
0857-22-8111でお受けします。

**新型コロナウイルス感染症に関する全般的な相談窓口**

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課感染症・新型インフルエンザ対策室

・電 話 : 0857-26-7153 (受付時間: 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日除く))

・ファクシミリ : 0857-26-8143 (受付時間: 電話相談と同じ)

## 9 STOP! コロナ差別

### 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくそう！

(鳥取市ウェブサイト 2020年8月11日掲載内容の抜粋)

新型コロナウイルス感染症の市内の感染拡大に伴い、感染への不安やおそれから、誤った情報や認識に基づく誹謗中傷やインターネット上での悪質な書き込み、さまざまな場面で心ない言動が見受けられます。今こそ、正しい理解と思いやりの心を持ちましょう。

#### 1. 感染者とその関係者の人権を大切に

○感染された方、そのご家族、友人、医療従事者、感染者が確認された施設・店舗等に対する不当な差別・偏見・いじめ・SNSでの誹謗中傷等の人権侵害は決して許されません。

○わたしたちが克服すべき相手は人ではなく、新型コロナウイルスです。感染者は非難される存在ではなく、守られるべき存在です。

○感染者を非難したり特定するような行為、個人情報をインターネット・SNSに掲載することはやめましょう。また、これらの情報をむやみに拡散させないようにしましょう。

#### 2. 正しい理解と冷静な行動を

○新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる病気です。「もし、自分や家族が感染したら・・・」と、当事者の立場を自らに置き換えて判断しましょう。

○不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルスに関する正しい情報に基づいた正しい理解を持ち、冷静な行動をとりましょう。

#### 3. 一人ひとりが思いやりの心を

○新型コロナウイルス感染症は目には見えないウイルスです。不安や恐れを感じるのはやむを得ないことですが、私たち一人ひとりがお互いを思いやるころころ・気持ちを持ち、互いを支えあって生活することが大切です。

○鳥取市に、暮らし、働き、学び、集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市として、この難局を市民一丸となって乗り越えていきましょう。



## 新型コロナウイルス感染症予防 地区公民館を利用するためのチェックリスト

\*各団体、グループの代表者の方を中心に、自己チェックをお願いします。  
提出していただく必要はありません。

利用日		
年	月	日

**【参加者の体調確認】** \*チェックがつく項目が1つでもある方の参加は遠慮してもらってください。

No.	チェック	チェック項目
1		体温は、37.5度以上、または、平熱比1度以上ある（あくまで目安です）
2		風邪症状（咳・のどの痛み）がある
3		息苦しさ（呼吸困難）の症状がある
4		強いだるさ（倦怠感）がある
5		家族など同居される方に新型コロナウイルス感染症の可能性がある

**【利用前】** \*すべてにチェックがつくようにお願いします。

No.	チェック	チェック項目
1		参加者の氏名、連絡先を把握している（2週間は保存してください）
2		マスク（適宜「飛沫防止ガード（フェイスシールド等）」の使用）を着用している
3		手指の消毒または手洗いを行った
4		密閉にならないようこまめに換気する（30分に1回、2方向、10分程度）
5		収容人数の50%以下の人数での利用になっている
6		密集しないように人との距離をとっている（最低1m、できるだけ2mを目安）
7		密接しないよう、近距離での会話、身体的接触は避けている
8		密閉した空間での、近距離での会話、大きな声や歌うこと、呼吸が激しくなるような運動は行わない

**【利用後】** \*すべてにチェックがつくようにお願いします。

No.	チェック	チェック項目
1		部屋の整理・整頓を行った
2		利用した備品の消毒を行った
3		換気を行った（次の方が気持ちよく利用できるように）

\*上記のほか、各地区公民館が感染予防のために独自に定めるルールに従ってください。